

受 付	令和 7 年 8 月 25 日 午前・ <u>午後</u> 2 時 21 分
--------	---

一般質問（代表・個人） 通告書

令和 7 年 8 月 25 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 丸山幸子

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により 9月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 4 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとに一問一答
☒	1回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質 問 事 項

登下校時の熱中症対策のために

No. 1

今年の夏も、連日、酷暑と言われる暑さが続きました。健康被害が生じるおそれがあるとされる「熱中症警戒アラート」も発表され、近年の暑さは 38 度を超えることも珍しくなく、命に関わるほどになっています。そこで、この暑さの中、登下校する児童生徒の熱中症対策について伺います。

(1) 児童生徒の登下校時の熱中症対策の現状について

(2) 通学路におけるクールシェアスポットの民間事業者への協力について

要

市内に指定されているクールシェアスポットを下校時にも使用可能にするためには、通学路にある民間事業者にご協力をいただくことも必要であります。民間事業者のご協力によるクールシェアスポットの拡大について伺います。

III]

(3) クールネックリングなどの保冷剤の冷却のための冷凍庫の整備を

児童生徒が登校時に使用しているクールネックリングなどの保冷剤は、下校時には冷却効果がなくなってしまう。下校時にも使用できるように学校に冷凍庫の整備を提案いたします。実際、冷凍庫を整備する学校が徐々に増え、瀬戸市、豊明市、蟹江町では導入され、検討を始めた自治体も出てきています。児童生徒の命を守るため、本市でも整備する必要があると思います。お考えを伺います。

※ 申し合わせ事項に留意する。

質 問 事 項

5歳児健診の実施に向けて

No. 2

要

III]

本市では、1歳6か月児・3歳児健診を通じて子どもの発達や健康状態の把握に努めておられますが、就学前の5歳児に対する健診は制度化されていません。5歳は、発達障がいや社会性の課題が顕在化する重要な時期であり、早期発見・早期支援がその後の学習や生活に大きく影響します。子どもたちの健やかな成長を支えるために、5歳児健診は「気づきの最後のチャンス」とも言われています。令和6年5月には、「こどもまんなか実行計画2024」において、全国展開を目指す方針が示され、こども家庭庁が中心となり、5歳児健診の制度化を進め、国からの財政支援も拡充されております。令和6年3月議会の我が会派の代表質問において、「発達・保育などの関係機関と連携し、実施に向けて体制を整備していきたい」と御答弁いただいております。その後の進捗状況など、以下の点について伺います。

- (1) 本市における5歳児健診実施に向けての進捗状況について
- (2) 具体的な実施内容について
- (3) 健診後の支援体制の整備について
 - ア 専門職や保育・学校施設との連携について
 - イ フォローアップ計画と継続的支援について
 - ウ 保護者への支援について
- (4) 保護者への周知・啓発の取組について

※ 申し合わせ事項に留意する

※ 申し合わせ事項に留意する。

質 問 事 項

防災・減災対策をより進めるために

No. 3 - 3

(7) 被災者支援カードの作成を

能登半島地震の被災地でボランティア活動をされた本市社会福祉協議会の職員の活動報告の中で、国や県、それぞれの自治体の助成金や支援内容を一覧にした「被災者支援カード」がとても役に立ったとのお話がありました。これは、ある弁護士さんが作られたものでしたが、こうした支援内容が一覧になっている情報は被災者の方にとってとても分かりやすいものであると感じます。災害発生時は様々な情報が飛び交い、混乱し、復興への足かせになってしまいます。

災害の規模や被害の程度、時期によって使える支援制度は変わってきますが、罹災証明の発行とともに、こうした支援内容を一覧にした「被災者支援カード」が復興への第一歩になります。「被災者支援カード」作成についてのお考えを伺います。

要

III]

※ 申し合わせ事項に留意する。

質 問 事 項

手話言語条例の制定を

No. 4

9月23日は、「手話言語の国際デー」であり、「手話の日」と定められています。「手話は私たちの大切な言語」と当事者たちが10年以上にわたり訴え続けてきた運動によって、本年6月18日「手話に関する施策等の推進に関する法律」いわゆる「手話施策推進法」が衆院本会議で可決、成立し、6月25日施行されました。

「手話施策推進法」のポイントは、手話の普及に向けた施策を国と自治体の責務と明記され、習得や使用に関する合理的配慮が行われる環境を整備するなどとされていることです。

要

手話言語条例については、令和5年12月議会において、我が会派の片渕議員が取り上げ、「全ての人が互いに人格を尊重し、支え合いながら生きる“地域共生社会”、これを実現するための手段として、新たに条例を制定することがよいのか、ほかの手段も考えられるのか、先行自治体の例の調査研究を進める中で判断してまいりたい」と御答弁いただいています。

III

「手話施策推進法」が成立した今だからこそ、手話言語条例を制定するときであるかと思いますが、お考えを伺います。

※ 申し合わせ事項に留意する。